

# 議会運営委員会

日 時 平成25年11月18日(月) 午前10時～  
場 所 第3委員会室

---

- 1 12月亀岡市議会定例会について
  - (1) 招集告示 11月18日(月) 告示第208号
  - (2) 開 会 11月25日(月)
  
- 2 議案の概要説明について
  - (1) 概要.....別添
  
- 3 12月定例会日程(案)【別紙 1】
  - (1) 一般質問通告期限.....11月25日(月) 正午  
一般質問順序 公明 創生 市民  
緑風 共産 清流
  - (2) 請願書提出期限.....11月25日(月) 午後5時
  - (3) 質疑通告期限.....12月 4日(水) 一般質問終了時
  - (4) 意見書等提出期限..... " 10日(火) 常任委員会終了時
  - (5) 討論通告期限..... " 12日(木) 午後4時
  
- 4 開会日(11月25日)議事日程
  - 諸報告(地方自治法180条3件、監査、理事者出席要求)
  - 第1 会議録署名議員指名(眞継議員、馬場議員)
  - 第2 会期決定
  - 第3 報告第1号、報告第2号及び第1号議案から第36号議案まで  
(提案理由説明)
  - 第4 第37号議案(提案理由説明、意見陳述の機会付与)

5 直接請求による住民投票条例制定について

(1) 審議等の流れ

<本会議> 市長提案、意見陳述の機会付与（簡易表決）

告示

<本会議> 意見陳述、質疑（市長） 総務文教常任委員会付託

<総務文教常任委員会> 審査

<本会議> 委員長報告、質疑（委員長） 討論、採決

(2) 意見陳述

日時 12月6日（金）

時刻は一般質問通告人数により決定

【通告予定人数報告：本日中午】

場所 議場

人数 10人以内

時間制限 なし

その他 なし

（参考 別紙 2）

6 一般質問について

平均質問答弁時間

6月定例会 41分（20人）

9月定例会 39分（23人）

開始時刻

予定時刻より早まる場合もある。

通告書（別紙 3）

7 陳情・要望について（メールボックス配付済み）

地球社会建設決議陳情

平成25・26年度理科教育設備整備補助予算（要望）

敦賀、美浜、高浜、大飯原子力発電所の稼働反対、発電所の停止、廃炉（要望）

8 決算審査総括について

別紙 4により、意見取りまとめ

期限：11月29日（金）

9 公共交通対策特別委員会報告  
公共交通計画策定に関する提言

10 次回議運協議事項  
議員報酬・定数の検討の進め方

11 その他

市民憲章唱和

12月 3日(火) 9:50～ 唱和代表 湊議員

写真撮影許可

本日の会議予定

13:30～ 会派会議

15:00～ 総務文教常任委員会

20:00～ 議会報告会

当面の日程

11月19日(火) 9:50～ 上桂川対策特別委員会

" 28日(木) 10:00～ 広報広聴会議

" " 11:00～ 全員協議会(AM 財政報告、PM 日吉ダム視察)

次回議運

12月 4日(水) 本会議終了後

# 平成25年12月亀岡市議会定例会日程（案）

（会期 19日間）

日	曜日	行 事	備 考
11/18	月	定例会招集告示、議運	幹事会・会派会議
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月	定例会開会 <一般質問通告期限：12:00 請願書提出期限：17:00>	
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		
12/1	日		
2	月		
3	火	一般質問	
4	水	一般質問、議運 <質疑通告期限：一般質問終了時>	幹事会
5	木	一般質問	
6	金	一般質問（予備日）、意見陳述、総務文教常任委員会	
7	土		
8	日		
9	月	環境厚生常任委員会	
10	火	産業建設常任委員会 <意見書提出期限：常任委員会終了時>	
11	水	常任委員会予備日	
12	木	議運 <討論通告：16:00>	幹事会、会派会議
13	金	常任委員会、議運、定例会閉会	幹事会、会派会議

一般質問順序 1 公明 2 創生 3 市民 4 緑風 5 共産 6 清流

# 直接請求による条例制定に関する審議

## 関係法令

### <<地方自治法>>

- 第74条** 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。
- 2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 4 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、第1項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

### <<地方自治法施行令>>

- 第98条の2** 議会は、地方自治法第七十四条第四項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、条例制定又は改廃請求代表者に対し、その日時、場所その他必要な事項を通知するとともに、これらの事項を告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならない。
- 2 議会は、条例制定又は改廃請求代表者が複数であるときは、これらの者のうち地方自治法第七十四条第四項の規定により意見を述べる機会を与える条例制定又は改廃請求代表者の数を定めるものとする。
- 3 議会は、前項の規定により意見を述べる機会を与える条例制定又は改廃請求代表者の数を定めたときは、第一項の通知に併せて、その旨を条例制定又は改廃請求代表者に通知しなければならない。

<案>

亀岡市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年11月25日

亀岡市議会議長 木曾利廣

1 日 時

平成25年12月6日（金）午前 時

2 場 所

亀岡市議場（亀岡市役所本庁舎8階）

3 意見を述べる案件名

第37号議案 亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北用地無償提供についての住民投票に関する条例の制定について

4 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数

10人以内

## < 参考資料 > 他市議会事例

市議会名	請求代表者	意見陳述(議会決定)			意見陳述者	意見陳述日
		人数	時間	付記		
鳥取市	3人	3人以内	1人15分以内		3人	H23.8.18
北見市	1人	1人	30分以内	傍聴席80席 (超えた場合先着順)	1人	H23.10.31
大阪市	30人	5人以内	総陳述時間 20分以内		5人	H24.2.28
東金市	1人	請求代表者ほか (委任者)3名	なし		4人	H24.6.13
えびの市	4人	4人以内	1人30分以内	傍聴席42席 (超えた場合先着順)	1人	H24.7.24
小金井市	7人	最大7人	1人15分以内	傍聴席30席 (超えた場合は別室で音声 放送)	3人	H24.10.16
茅ヶ崎市	5人	3人以内	1人15分以内		3人	H25.2.12
小平市	14人	4人以内	全体で30分以内		3人	H25.3.6
玉野市	5人	1人	20分以内		1人	H25.9.24
亀岡市	10人					

本資料はインターネット上で情報収集したものである。

## 平成 2 5 年 1 2 月 定例会 質問・質疑 通告書

会派名：	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一般質問</span> ・ 質疑	代表 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人</span>	一括 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一問一答</span>	順位：
質問事項	質問要旨（具体的内容）			答弁者
1	について	< 質問事項に係る趣旨、課題や問題点を簡潔に記載 > ( 1 ) < 質問事項を記載（質問形式） > ( 2 ) <           "            > ( 3 ) <           "            >		市長
2	について	< 質問事項に係る課題や問題点を簡潔に記載 > ( 1 ) < 質問事項を記載（質問形式） > ( 2 ) <           "            > ( 3 ) <           "            >		所管部長
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <p style="margin: 0;">質問の順序は、原則、組織機構の建制順とするが、質問構成の意図による順序立ても可とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40%; margin: 10px auto; padding: 5px; text-align: center;"> <p style="margin: 0;">&lt; 変更 &gt; 担当部長 所管部長</p> </div>				

上記のとおり通告します。

平成 2 5 年 1 2 月    日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

亀岡市議会議員



H25.9定例会 決算審査 総括 【会派・議員名】

1	執行部提出資料について (主要施策報告書、執行部作成資料、事務事業評価資料)
意見	

2	特別委員会審査について (全体会審査、分科会審査)
意見	

3	事務事業評価について (対象事業抽出、執行部説明、質疑、個人評価、分科会評価、特別委員会評価)
意見	

4	審査体制について (分科会方式、特別委員会構成)
意見	

5	その他の意見
意見	